

「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）」に関する
県民意見募集結果について

(1) 対象

県民

(2) 方法

・「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）」を県ホームページ等により公表。

・フォームメール（※）、郵送、ファクシミリにより意見提出。

（※）フォームメールとは、ホームページの画面上で、ご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組み

(3) 期間

平成30年12月20日（木曜日）から平成31年1月18日（金曜日）まで

(4) 意見の概要

・意見提出件数 25件

・意見提出者数 6名

・意見別の内訳

意見内容の分類	件数
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの	6
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	6
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	5
4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの	3
5 その他 (計画全体に関する意見や計画の推進、構成等に関するものなど)	5
合 計	25

・意見の反映状況

県の考え方	件数
A 計画に反映しました (ご意見の趣旨が既に盛り込まれている場合を含みます)	11
B ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします	9
C 計画に反映できません	0
D その他	2
照会中	3
合 計	25

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分
1	総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの		6件
1	交通事故、殺人等に比べると、DV、いじめの被害者への支援は軽く扱われているように思う。	いじめやDVについては、個別専門的な支援体制を設け、必要に応じてサポートステーションなどと連携を図りながら、個々のニーズに合った支援を提供してまいります。	B
2	平成28年10月に実施された「県民ニーズ調査」についての言及がなされているが、県民のサポートステーションの認知度が低いようなので、向上するようにして欲しい。	第3期計画において、サポートステーションの認知度が向上するように、広報の強化を図ってまいります。	A
3	サポートステーションの電話相談では、質的な向上により相談者が満足できるような対応が必要だと思う。他の専門機関等を紹介した際は、その後迅速に当該機関と情報交流を行い、「その紹介先が妥当であったか。どのように対応されて相談者に満足いただけたか。」について確認をする必要があると思う。県民の求めに寄り添った執務の質を高めることで、サポートステーションの確かな認知度を向上させることが大切である。	サポートステーションにおいて、より被害者に寄り添った支援ができるよう、今後の取組の参考とさせていただきます。支援関係機関や支援員と連携し、サポートステーションの支援内容とともに認知度が向上するよう努めてまいります。	B
4	かながわ犯罪被害者サポートステーションの存在や支援の仕組みの周知と神奈川県警察本部との検討会を促進すべきものと思うし、神奈川県議会にもっとPRし、取り上げることが必要である。	サポートステーションの存在や支援の仕組みの広報について、計画に位置付けて積極的に取り組んでまいります。	A
5	市町村との連携について、それぞれの市町村の「自治体としての大きさに沿った」関連予算や職員の必要数等についても、県がしっかりと後押しをする必要があると思われます。	各市町村の状況をよく把握しながら、県として必要な各市町村の取組への支援を行ってまいります。	B
6	神奈川県の各自治体との取組支援と推進が余りにも少なすぎる。コミュニケーション不足である。	市町村の取組支援と連携の推進について、積極的に取り組み、犯罪被害支援の充実を図ってまいります。	A
2	日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの		6件
7	条例違反でも痴漢や盗撮など、心に傷が残り、普段の生活も恐怖が伴う方もいます。性犯罪のカウンセリング要件を拡げる必要があるように思います。	ご意見の趣旨は、今後の犯罪被害者等支援施策の参考とさせていただきます。	B
8	児童虐待に対する、県としての救済システムの強化を検討願いたい。	担当課に照会し、考え方を示します。	

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分
9	<p>再び平穏な生活を営むことができるようになるためのニーズの多くは、改定素案にもあるように、日常生活支援であると思う。この施策をどこが担うのかについては、新たな生活支援のあり方等を企画立案する前に、既存の各市町村が所有する行政スキームで相当部分が対応可能ではないかと思う。当該市町村に、ある時忽然と「犯罪被害者」という新住民が加わったのではなく、永年地元で暮らしておられた方々が、「平穏な生活を営むことができるように求めておられる」ことに過ぎないのだから、既存の住民福祉行政システムの中に取り込んで対処するのは当然のことと思う。</p> <p>昨年10月12日の「全国犯罪被害者支援フォーラム」において、埼玉県より「県営住宅や市町村住宅の手配、また福祉介護施策等は行政がもともと持っているスキームであるので、県独自のものまたは市町村と連携したものを活用して、犯罪被害者の方が再び安心できる生活を取り戻すための生活支援的なサポートを行っていくことが、行政の主な被害者支援の立場になってくる」との説明がありました。さらに今後の課題として、一例として、「息子さんが交通事故に遭われて、食事を作る気力のないご遺族に対する食事や洗濯等の家事支援は、社会福祉協議会にスキームがある」ことに着眼して、県や市の社会福祉協議会に働きかけて、途切れのない支援の継続を図っていきたいとの抱負が示されました。</p>	<p>第3期計画において、日常生活の支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実を図ってまいります。</p>	A
10	<p>被害にあわれた方は、生活は何とか戻ってきて心も回復には時間がかかるようだ。現在、サポステや警察などで、決められた回数のカウンセリングは行われるが、それ以降の支援も必要ではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の犯罪被害者等支援施策の参考とさせていただきます。</p>	B
11	<p>過去の被害についてもカウンセリングなどの門戸を広げた方が良いと思われま</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の犯罪被害者等支援施策の参考とさせていただきます。</p>	B
12	<p>警察やサポステでカウンセリングを受けられる方以外の方は、被害者をご自分で精神科やカウンセラーを探さなければなりません。被害者支援に精通した精神科医、カウンセラー等の紹介システムが必要かと思えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の犯罪被害者等支援施策の参考とさせていただきます。</p>	B

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの			5件
13	「かならいん」の実績から、新たな社会的課題が明らかになるため、講演する機会を増やして欲しい。	ご意見の趣旨は、今後、「犯罪被害者等理解促進講座」などの取組を進める際に、参考とさせていただきます。	B
14	地域社会の形成に関しては、被害者になったことがない地域住民、勤労者等は、いまだに被害者への理解が進んでいないと思われます。被害者支援月間などを通してマスコミが理解促進を扱ってくれることは、大変有効であると思います。この分野への積極的な働きかけが必要と思われます。	犯罪被害者週間における広報などを重点的取組として実施し、犯罪被害者の理解促進に努めてまいります。	A
15	特に被害者と加害者が同じ地域に暮らす場合の、地域住民への対応は喫緊の課題と思われます。	ご意見の趣旨は、今後、「犯罪被害者等理解促進講座」などの取組を進める際に、参考とさせていただきます。	B
16	中学、高校への出張授業として被害者支援教育が行われていますが、市町村内（自治会・町内会レベルでも）において、地域住民へも講演会などを開いて理解促進に努めたらよいと思います。	市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者等理解促進講座」などの取組を重点的取組として実施してまいります。	A
17	事業所内では、昨今、セクハラ教育が行われ、専用の窓口があるところも少なくありませんが、中小の事業所、個人経営の事業所ではどうでしょうか。これらの事業主への教育の義務化と勤労者への理解促進も必要だと思われます。	担当課に照会し、考え方を示します。	
4 被害者等を支える人材の育成に関するもの			3件
18	新聞記事で、性犯罪被害者の裁判参加が増えていることを知りました。こうした場面での支援が進んでいることに、支援者の力を知りました。	今後とも、より被害者に寄り添った支援ができるよう、被害者を支える人材の育成について重点的に取り組んでまいります。	A
19	地域でのサポート体制を確立するため、被害者支援の人材育成については、早期に取り組んで欲しい。	犯罪被害者等支援員養成講座の実施をはじめ、支援に携わる職員等への研修の充実などを重点的取組として実施してまいります。	A
20	犯罪被害者等支援員の計画的な育成の不足が、社会の理解のなさにつながっている。今後、検討していただきたく要望します。	犯罪被害者等支援員養成講座の実施をはじめ、支援に携わる職員等への研修の充実などを重点的取組として実施してまいります。	A

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分
5	その他（計画全体に関する意見や計画の推進、構成等に関するものなど）		5件
21	<p>貧困による、格差社会の増などにより、朝食のとれない子ども達の救済なども、解決しなければならない事と存じます。少子高齢化対策として、外国人の雇用、移民問題もさる事ながら、足元の弱者をどうするか、ご努力願います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	D
22	<p>DVの警察対応の件で憤慨している。DVによる傷害届を出すことになった時、「この件は解決済みになっている」と言われた。犯罪被害において警察の力は大きい。被害者の知らないところで処理した「解決済み」の訳は何かについて、説明すべきだ。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	D
23	<p>「被害者等の方々が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるよう、講じられること」の必要を痛感しています。これについては、本県支援条例で的確にその必要性が位置づけられており、改めて今般の支援施策推進計画（改定素案）においても基本目標1として取り上げられていることは、被害者等の方々にとって大変心強いことであると思っています。</p>	<p>「基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復」については、最も基本的な目標として位置付け、今後も、かながわ犯罪被害者サポートステーションなどを中心に、関係機関と連携して、被害者支援に努めてまいります。</p>	A
24	<p>被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるために、何を求めておられるのかを、一通りの支援が終了した後、「先の支援についてのご感想やその後どのようなことに悩んでおられるか、また何を必要としているか等」について、電話やアンケート用紙で伺うことは出来ると思う。そのことが全ての施策検討の出発点になるのではないでしょうか。</p>	<p>現在も被害者のアンケートは実施しておりますが、より工夫をして、被害者の方のご意見を伺いながら、支援施策の充実を図ってまいります。</p>	A
25	<p>加害者に対する施策について。近年、性犯罪は繰り返す加害者が多いことが分かってきました。この加害者への対応も考える時期に来ていると思います。加害行為を何故行ってしまうのか、学術的な研究も深化しているとは思えませんが、研究とともに、加害をした人をどのように更生させていくかを、社会で考えなければならないと思います。費用負担の問題もあると思いますので、まず、学術関係や行政関係者で加害者更生への研究会を発足させてはいかがでしょうか。</p>	<p>担当課に照会し、考え方を示します。</p>	

